

評議員及び各種委員の報酬等に関する規程

平成11年規程第1号

社会福祉法人田上町社会福祉協議会
評議員及び各種委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田上町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の評議員及び各種委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

2 評議員選任・解任委員が、その職務のため、評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

3 第1項及び第2項の規定に関わらず、行政機関及び本会の役職員より選任されている委員については支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員及び各種委員の費用弁償は、別表に定めるところにより支給する。

2 会長の命を受けて用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費(出張旅費規程第8条)を支給する。

ただし、県内の場合は、別表に定めるところにより費用弁償を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成11年4月1日より適用する。

ただし、心配ごと相談員については、平成10年12月1日より適用する。

附 則

評議員及び各種委員の報酬等に関する規程

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

評議員及び各種委員の報酬等に関する規程

別表

区 別	金 額	摘 要
評 議 員	1,000円	1回
評議員選任・解任委員	1,000円	1回
心配ごと相談員	1,000円	1回
生活福祉資金貸付 調査委員会委員	1,000円	1回
介護保険検討 委員会委員	1,000円	1回
第三者委員会委員	1,000円	1回
田上町地域福祉活動 計画策定委員会委員	1,000円	1回
定款第33条に 規定する委員	1,000円	1回

- 注 1 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは支給しない。
- 2 評議員選任・解任委員が、その職務のため、評議員選任・解任委員会に出席したときは支給しない。
- 3 行政、機関及び本会の役職員より選任されている委員については支給しない。
- 4 会議の名称が変わっても同日で2回出席する場合があっても1回分の費用を弁償する。